

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に係る不動産取得税、自動車取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定めることとし、次のとおり地方税法施行令の一部を改正するものとする。

第一 地方税法施行令に関する事項

一 不動産取得税

1 代替家屋に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とする。 (附則第三十一条関係)

2 対象土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象と

なる者の範囲を対象土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上にある代替家屋に当該所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十一条関係）

二 自動車取得税

1 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなる自動車の要件を用途の廃止又は解体を事由として永久抹消登録等がされたものとする事。（附則第三十二条関係）

2 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十二条関係）

三 固定資産税及び都市計画税

- 1 対象区域内住宅用地に代わるものとして取得された土地のうち、対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内住宅用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地の範囲及び当該特例措置の適用を受ける土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる範囲について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）

- 2 対象区域内家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積

の算定方法等について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）

3 対象区域内償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲を当該対象区域内償却資産の所有者、当該対象区域内償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）

四 軽自動車税

1 対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなる軽自動車等の要件を法第四百四十七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出等されたものとする事。（附則第三十四条関係）

2 対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等又は対象区域内用途廃

止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十四条関係）

五 その他

平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域であつて同年三月十二日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であつた区域は、同年三月十日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなして、前記一から四までの特例措置を適用すること。

（改正令附則第三条関係）

第二 その他

- 一 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 前記の改正は公布の日から施行すること。